



## 様式 B - 2

### 不利益処分の処分基準

処分名	指定の取消し
根拠法令及び条項	豊中市指定給水装置工事事業者規程第 7 条
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分基準	関係条項
	<p>(指定の取消し)</p> <p>第 7 条 管理者は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、第 3 条第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な手段により第 3 条第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第 4 条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第 6 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第 11 条各号の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第 12 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第 15 条の規定による管理者の求めに対して、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定による指定の取消しに関し必要な事項については、管理者が別に定める。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定の停止
根拠法令及び条項	豊中市指定給水装置工事事業者規程第 8 条
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 分 基 準	関係条項
	<p>（指定の停止）</p> <p>第 8 条 第 7 条第 1 項各号に該当する場合において、指定工事に          関するに斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消し          に替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止すること          ができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の効力の停止に関し必要な事項につい          ては、管理者が別に定める。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	違反処分
根拠法令及び条項	豊中市水道事業給水条例第 39 条第 1 項
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分基準	関係条項
	<p>第 39 条 次の各号のいずれかに該当するときは、50,000 円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をしたとき</p> <p>(2) 市職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき</p> <p>(3) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき</p> <p>(4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、管理者の警告に従わないとき</p> <p>(5) 給水を濫用し、又は管理者の許可を受けないで、これを販売若しくは譲渡したとき</p> <p>(6) みだりに私設消火栓の封を破棄し、又は止水栓、仕切弁を開閉したとき</p> <p>(7) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基く規程若しくは指示に違反したとき</p>
	参考事項
備考	

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名		停水処分
根拠法令及び条項		豊中市水道事業給水条例第 40 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 基準	関係条項	
	基準	(停水処分) 第 40 条 管理者は、料金、加入金、手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。
	参考事項	
備考		

## 様式 B - 2

### 不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		豊中市水道事業給水条例第 41 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分基準	関係条項	
	基準	(過料) 第 41 条 詐欺その他不正な行為によって、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科することができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		負担金の賦課
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 6 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>この条例において「受益者」とは、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、永小作権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、永小作人、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p style="text-align: right;">(同条例第 2 条第 1 項)</p> <p>管理者は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を負担区ごとに定め、これを公告しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(同条例第 4 条第 1 項)</p> <p>管理者は、第 4 条第 1 項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 5 条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(同条例第 6 条第 1 項)</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		延滞金
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 12 条第 1 項
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>受益者は、納期限後にその負担金を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 14.5 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については年 7.25 パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が 1,000 円未満である場合におけるその確定金額については、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">（同条例第 12 条第 1 項）</p>
	参考事項	令和 4 年（2022 年）4 月 1 日改正
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		徴収猶予の取り消し
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>(1) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 第14条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る負担金の全額を徴収することができないと認められるとき。</p> <p>参考 北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条各号</p> <p>(1) 受益者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続若しくは破産手続が開始されたとき(仮登記担保契約に関する法律(昭和53年法律第78号)第2条第1項(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による通知がされたときを含む。)</p> <p>(2) 受益者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。</p> <p>(3) 法人である受益者が解散したとき。</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により負担金の徴収を免れようとしたとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		繰上げ納付
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 14 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>(1) 受益者の財産につき滞納処分，強制執行，担保権の実行としての競売，企業担保権の実行手続若しくは破産手続が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律(昭和 53 年法律第 78 号)第 2 条第 1 項(同法第 20 条において準用する場合を含む。)の規定による通知がされたときを含む。)</p> <p>(2) 受益者につき相続があった場合において，相続人が限定承認をしたとき。</p> <p>(3) 法人である受益者が解散したとき。</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により負担金の徴収を免れようとしたとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第 23～25 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課 上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>第 23 条 次の各号に掲げる者は、50,000 円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備等及び除害施設の工事を実施した者</p> <p>(2) 排水設備等及び除害施設の新設等を行って、第 7 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(3) 第 8 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(4) 第 10 条の 2 の規定に違反した者</p> <p>(5) 第 10 条の 3 の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(6) 第 11 条の規定に違反した者</p> <p>(7) 第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、第 13 条の 2 又は第 13 条の 3 の規定による届出を怠った者</p> <p>(8) 第 16 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(9) 第 20 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(10) 第 6 条第 1 項又は第 17 条の規定による申請書又は書類、第 6 条第 2 項前段、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、第 13 条の 2 又は第 13 条の 3 の規定による届出書、第 15 条第 3 項第 4 号の規定による申告書又は第 16 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第 24 条 詐欺その他不正の行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		指定排水設備工事業者の取消し及び停止
根拠法令及び条項		豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 11 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
処分 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>第 11 条 指定工事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止することがある。</p> <p>(1) 条例第 9 条に規定する条件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 下水道に関する法令又は条例、施行規程若しくはこの規程に違反したとき。</p> <p>(3) 正当な事由がなく引き続き 1 年以上業務に従事しなかったとき。</p> <p>(4) その他不都合な行為があったとき。</p> <p>豊中市下水道条例第 9 条第 1 項 指定排水設備工事業者は、次の各号に掲げる条件を備えた者の申請に基づき管理者が指定する。</p> <p>(1) 大阪府内に営業所を有すること。</p> <p>(2) 専属の責任技術者を有すること。</p> <p>(3) その他管理者が必要と認める条件を有すること。</p>
	参考事項	
備考		